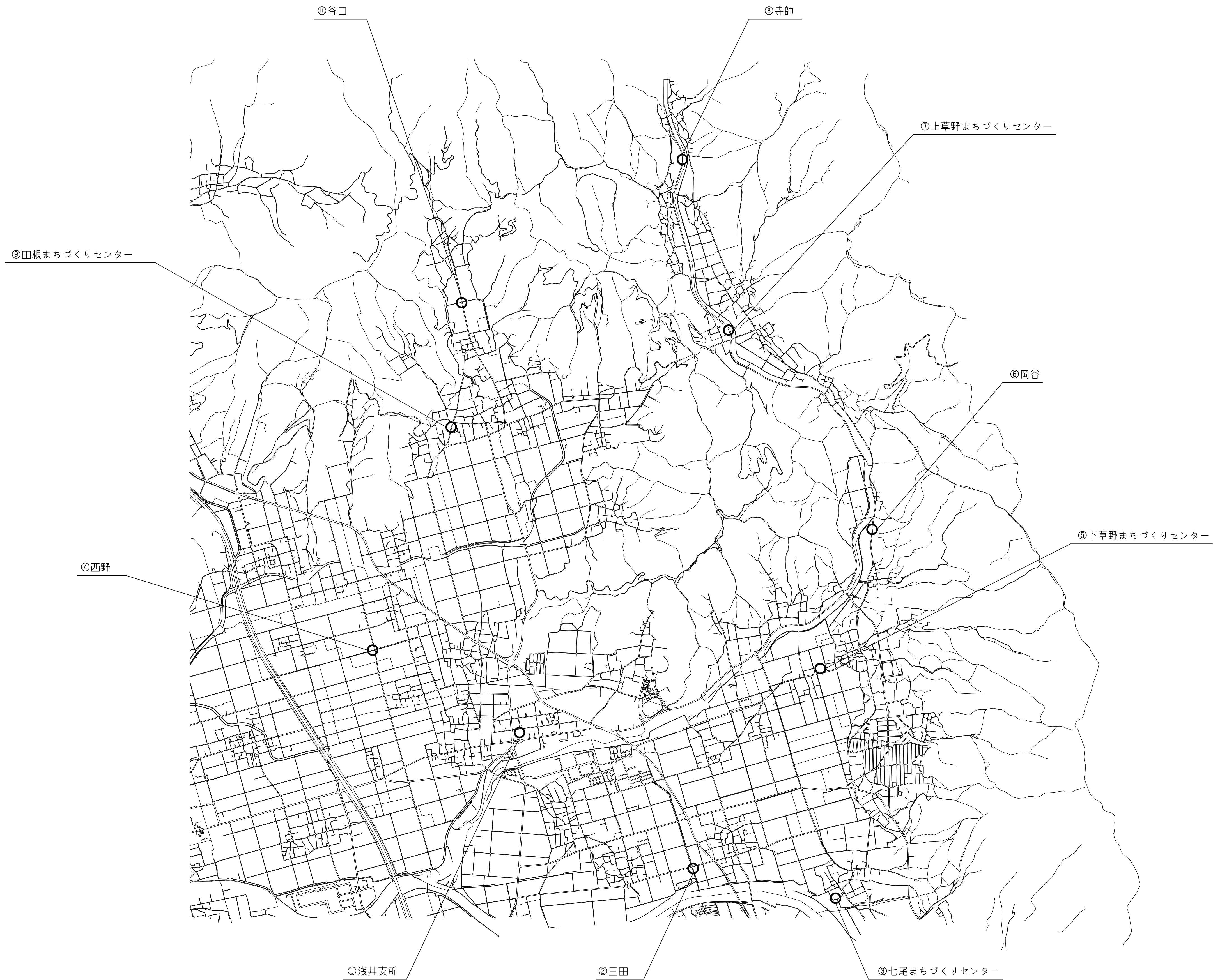


電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書										
工 事	工 事 名 称		浅井管内メロディチャイム等撤去工事							
	工 事 場 所		長浜市三田町他							
	工 事 期 間		契約締結日の翌日より120日間							
	工事概要説明		浅井管内に設置されたメロディチャイム・サイレンの撤去							
■該当工事には工機欄に○印を附す。										
事 業	適用	No	工 事 機 目	工 機		備 考				
				新設	改修	解体				
		1	高く(低)圧引込設備							
		2	受変電設備							
		3	電灯・動力幹線設備							
		4	電灯・コンセント設備							
		5	動力設備							
		■ 6	拡声設備			○	メロディチャイム・サイレンの撤去			
		7	電話設備							
		8	呼出し設備							
既 存		9	防犯カメラ設備							
		10	テレビ共聴聴設備							
		11	自動火災報知設備							
		12	ガス漏れ警報設備							
		13	防火戸自閉設備							
		14	避難設備							
		15	蓄電池設備							
		16	機械警備設備							
要 求	別途工事									
1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官庁官庁官務部監修公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図の最新版による。										
建 物	No	名 称	構 造	階 数	延面積(㎡)	棟数	備 考			
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
既 存										
要 求										
一 般	項 目		特 記 事 項							
	適 用 項 目		一般共通事項の扱い、●印を付したものを適用する。							
	■ 1	施工基準	イ 本工事は、工事請負契約書及び約款を遵守し、本特記仕様書、図面及び共ににより完全に施工する。 なお、上記相互間に相違のある場合の優先順位は記載の順序とする。 ロ 必要関係諸官庁への申請手続き等、全て請負人の負担とする。 ハ 本図は工事の大事を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。 ニ その他関係諸法に基づき完全に施工する。							
	■ 2	監理指針	国土交通省大臣官庁官庁官務部監修電気設備工事監理指針（最新版）に準ずる。							
	■ 3	施工監理チェックリスト	施工に際し、施工手引書とある電気設備工事施工監理チェックシートに従う。							
	■ 4	完成図	竣工時に完成図を作成し、2部製本を提出する。（CADデータ共）							
	■ 5	工事写真	区分 分類・規格 撮影枚数 部数(ネガ1枚に付) 備 考 竣工前 ｶｰﾄﾞｰﾁｰﾂ 3・(6) 7 2 状況によりつなぎ写真 工事中 ｶｰﾄﾞｰﾁｰﾂ 1 1 必要に応じて 完成時 ｶｰﾄﾞｰﾁｰﾂ 6・(10) 20 2 定期撮影 ｶｰﾄﾞｰﾁｰﾂ 3・5・7 2 月末報告用							
	■ 6	技術管理	完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真は全て工事写真機に貼付提出する。 写真撮影は、国土交通省大臣官庁官庁官務部監修「工事写真の撮り方」に準ずる。 請負人は、建築業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理に当たると共に建築主体工事、機械設備工事、その他関連工事についてその施工者と綿密な連絡をとり全工事に支障なきよう施工する。 各欄下請業者、機材材料等市内で供給できるものについては、市内内業者、市産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承認を受ける。 請負人は完成検査前に主任技術者の竣工検査を受け合格すること。 （測定記録書提出）							
	■ 7	下請業者機材等の選定	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書及びその写し各一部を提出すること。 なお、責任施工のものは、請負契約書、施工下請業者、材料製造所連名書とする。 コンクリート部分の梁、壁、床の貫通部補強及び仕上部分の軽金属吊天井下地、同壁下地の開口部補強は建築工事とするも事前に施工図を作成し、監督職員、工事業者承認の上とする。 施工に際し、既設内取、取合いをよく調査すると共に既存施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せめてはならない。							
	■ 8	検査	工事着手前に付託の状況を調査し、公費対策は工事棟主で調べる。 請負人は、建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、建設副産物の発生を抑制および再利用の促進に努めること。							
通 常	■ 9	検査合格書等	請負人は、産業物の処理及び清掃に関する法律第31、マニフェストシステムにより的確に実施することとし、事前に監督職員へ施工計画書を提出し、承諾を得ること。 引渡を要するもの：							
	■ 10	建築工事との取合い								
	■ 11	既存設備関係								
	■ 12	公費対策								
	■ 13	建設副産物の適正処理								
	■ 14	産業廃棄物の処理等								
	■ 15	発生材の処理								
	■ 16	石綿含有建材の事前調査制度	1. 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。 なお、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建設中の石綿含有率の方法について」（平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 平成28年4月13日 基発第3号）に基づく方法により、分析方法は特記による。 調査範囲 ・当該施工範囲 ・図示 貸与書類 ・建設当初図面 ・石綿調査報告書 分析方法 ・JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。 ・JIS に規定されている定性分析を行った上定量分析を行うこと。 採取様体 ・1ヶ所 ・10ヶ所 2. 調査は、目視、設計図書、石綿有無の調査報告等により確認し、調査結果をとりまとめ監督職員に提出する。 3. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示版サイズ ： A3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上 4. 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 （測定記録書提出）							
	共 通 項	■ 17	保険等	請負人は、工事目的物に付する工事保険や労働災害保険及び第三者への対人賠償、対物賠償の損害を保证できる保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。 また、工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。 規模 1号 2号 3号 4号 5号 ○設けなし 機具 机 いす、書棚、黒板、製図板、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、請負者加入電話の子機、衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。 工事車輛の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家屋に騒音、振動等公害発生をなき様留意し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。 また、施設運営についても、担当者で協議を行い支障なき様に努めること。 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理職務者には、（ 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 ）の請負人を指名する。						
		■ 18	監督職員事務所							
■ 19		安全対策								
■ 20		統括安全衛生管理職務者								
■ 21		別途工事との連絡協議	請負人は、工事別の業者間で互いに連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事施工上の調整を図ること。 また、工事区分の取合について図示あるも、施工時に必要に応じて協議を行い協議を密にすること。 シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止すると共に、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。 冷暖房にフロンを使用している機器の撤去においては、メーカー等によりフロンガスを全量回収し、大気放出をしない処理を行うこと。また、施工に当たっては特定フロンを使用しない材料、工法を用いないこと。 請負人は、工事実績情報(DORINS)の登録を行い、(財)日本建築情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを提出すること。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制点検を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、担当者に報告すること。 請負人は過積載等の違法運行防止を図り、道路交通法を遵守すること。							
■ 22		シンナー等の保管管理								
■ 23		フロンの回収等								
■ 24		工事カルテの作成登録								
■ 25		施工体制点検								
■ 26		過積載の防止措置								
■ 27	技術検査	工事施工中において、適宜中間技術検査を実施する。 イ 電線管について、図示ない限り屋内露出配管はねじなし電線管（E管）、屋内いんべい配管は合成樹脂製可とう電線管（PFG管）、屋外露出配管は導電電線管（OP管）、屋外埋設配管は炭付硬質ポリエチレン管（FRP管）を使用する。 なお、高圧配線の地中埋設配管については、ポリエチレンラミネート電線管（PE管）とする。 ロ 図示ない限り配線器具プレートは新金属製またはステンレス製とする。 ハ スイッチで多数ある場合には監督職員と協議し、ホームスイッチを使用する。 ニ 建物E×Pノ部分及び機器接続箇所使用する可とう電線管は、ビニル被覆付きとする。 ホ 照明器具は省エネ型（低消費ランプ、巻線鉄心材料を改良した低消費安定器）器具及び公共施設用照明器具とする。 ヘ 据え用予備空配管には、ビニル被覆鉄線（1.6mm）を入線し、名札を取付ける。 ト プルボックスは工場製作品を使用する。 チ 図示ない限り露出配管は、全て塗装する。《機械室、電気室内の塗装（●）》、《西×E P S、共同溝内の塗装（●）》 リ 露出配管を行う場合は、施工前に素地をこしらえ（エッチングプライマー等）と下塗りを行い、配管施工後に仕上げ塗装を行う。 ス 機器給付・設置については、「建築設備耐震設計・施工指針」に準ずる。 ル 当該工事において、既設配管、既設埋設配管があった場合は、監督職員の指示により迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。また、撤去工事は、特に既設配線の先行を調査確認の上、安全に処理する。 「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）に定められている「再生資源利用計画書（実施書）」および「再生資源利用促進計画書（実施書）」を指定日までにF Dに提出のこと。 「ノックタンク等の配置により、漏った水等を敷地外に排水することのないよう処理すること。 低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用すること。								
■ 28	施工上の留意事項等									
共 通 項	■ 29	再生資源利用計画書								
	■ 30	工事用排水								
	■ 31	騒音振動の防止								
	■ 32	建設リサイクル法の遵守	本工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」および設置費の実施に関する指針を遵守し施工すること。 施工にあたっては、本工事にかかわる関係各官庁に関する一切の申請・協議書類作成ならびに、手続きを遅滞なく行うこと。また、それに必要な費用はすべて請負者の負担とする。 本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで原則として請負人の負担とする。 イ 「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」（H28.7.1）に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの（健康保険証の写し等）を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届け」を提出し同様の確認を受けなければならない。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。 ホ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 2. 工事請負契約書（以下「契約書」という）第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、監督員が完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 「産業廃棄物収集運搬業」の表示及び誓書欄へ付け確認のため、証拠写真を提出すること。 設計図書に明記なくとも機地上、構造上当然必要と認められる軽微な変更及び追加工事については、請負金額の増減対象としない。 長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（不当介入に関する通報制度）の趣意について） 1. 請負者（請負人又は受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は差別的妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、検査上必要な協力を行うものとする。 2. 請負者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。 また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。 3. 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。							
	■ 33	各種届出								
	■ 34	仮設電力料金等								
	■ 35	現場代理人								
	共 通 項	■ 36	運搬車表示							
		■ 37	軽微な変更							
		■ 38	不当要求							
■ 39		その他								
■ 40		その他								
■ 41		その他								
■ 42		その他								
■ 43		その他								
■ 44		その他								
■ 45		その他								
共 通 項	■ 46	その他								
	■ 47	その他								
	■ 48	その他								
	■ 49	その他								
	■ 50	その他								
	■ 51	その他								
	■ 52	その他								
	■ 53	その他								
	■ 54	その他								
	■ 55	その他								
共 通 項	■ 56	その他								
	■ 57	その他								
	■ 58	その他								
	■ 59	その他								
	■ 60	その他								
	■ 61	その他								
	■ 62	その他								
	■ 63	その他								
	■ 64	その他								
	■ 65	その他								
共 通 項	■ 66	その他								
	■ 67	その他								
	■ 68	その他								
	■ 69	その他								
	■ 70	その他								
	■ 71	その他								
	■ 72	その他								
	■ 73	その他								
	■ 74	その他								
	■ 75	その他								
共 通 項	■ 76	その他								
	■ 77	その他								
	■ 78	その他								
	■ 79	その他								
	■ 80	その他								
	■ 81	その他								
	■ 82	その他								
	■ 83	その他								
	■ 84	その他								
	■ 85	その他								
共 通 項	■ 86	その他								
	■ 87	その他								
	■ 88	その他								
	■ 89	その他								
	■ 90	その他								
	■ 91	その他								
	■ 92	その他								
	■ 93	その他								
	■ 94	その他								
	■ 95	その他								
共 通 項	■ 96	その他								
	■ 97	その他								
	■ 98	その他								
	■ 99	その他								
	■ 100	その他								
	■ 101	その他								
	■ 102	その他								
	■ 103	その他								
	■ 104	その他								
	■ 105	その他								
共 通 項	■ 106	その他								
	■ 107	その他								
	■ 108	その他								
	■ 109	その他								
	■ 110	その他								
	■ 111	その他								
	■ 112	その他								
	■ 113	その他								
	■ 114	その他								
	■ 115	その他								
共 通 項	■ 116	その他								
	■ 117	その他								
	■ 118	その他								
	■ 119	その他								
	■ 120	その他								
	■ 121	その他								
	■ 122	その他								
	■ 123	その他								
	■ 124	その他								
	■ 125	その他								
共 通 項	■ 126	その他								
	■ 127	その他								
	■ 128	その他								
	■ 129	その他								
	■ 130	その他								
	■ 131	その他								
	■ 132	その他								
	■ 133	その他								
	■ 134	その他								
	■ 135	その他								
共 通 項	■ 136	その他								
	■ 137	その他								
	■ 138	その他								
	■ 139	その他								
	■ 140	その他								
	■ 141	その他								
	■ 142	その他								
	■ 143	その他								
	■ 144	その他								
	■ 145	その他								
共 通 項	■ 146	その他								
	■ 147	その他								
	■ 148	その他								
	■ 149	その他								
	■ 150	その他								
	■ 151	その他								
	■ 152	その他								
	■ 153	その他								
	■ 154	その他								
	■ 155	その他								
共 通 項	■ 156	その他								
	■ 157	その他								
	■ 158	その他								
	■ 159	その他								
	■ 160	その他								
	■ 161	その他								
	■ 162	その他								
	■ 163	その他								
	■ 164	その他								
	■ 165	その他								
共 通 項	■ 166	その他								
	■ 167	その他								
	■ 168	その他								
	■ 169	その他								
	■ 170	その他								
	■ 171	その他								
	■ 172	その他								
	■ 173	その他								
	■ 174	その他								
	■ 175	その他								
共 通 項	■ 176	その他								
	■ 177	その他								
	■ 178	その他								
	■ 179	その他								
	■ 180	その他								
	■ 181	その他								
	■ 182	その他								
	■ 183	その他								
	■ 184	その他								
	■ 185	その他								
共 通 項	■ 186	その他								
	■ 187	その他								
	■ 188	その他								
	■ 189	その他								
	■ 190	その他								
	■ 191	その他								
	■ 192	その他								
	■ 193	その他								
	■ 194	その他								
	■ 195	その他								
共 通 項	■ 196	その他								
	■ 197	その他								
	■ 198	その他								
	■ 199	その他								
	■ 200	その他								
	■ 201	その他								
	■ 202	その他								
	■ 203	その他								
	■ 204	その他								
	■ 205	その他								
共 通 項	■ 206	その他								
	■ 207	その他								
	■ 208	その他								
	■ 209	その他								
	■ 210	その他								
	■ 211	その他								
	■ 212	その他								
	■ 213	その他								
	■ 214	その他								
	■ 215	その他								
共 通 項	■ 216	その他								
	■ 217	その他								
	■ 218	その他								
	■ 219	その他								
	■ 220	その他								
	■ 221	その他								
	■ 222	その他								
	■ 223	その他								
	■ 224	その他								
	■ 225	その他								
共 通 項	■ 226	その他								
	■ 227	その他								
	■ 228	その他								
	■ 229	その他								
	■ 230	その他								
	■ 231	その他								
	■ 232	その他								
	■ 233	その他								
	■ 234	その他								
	■ 235	その他								
共 通 項	■ 236	その他								
	■ 237	その他								
	■ 238	その他								
	■ 239	その他								
	■ 240	その他								
	■ 241	その他								
	■ 242	その他								
	■ 243	その他								
	■ 244	その他								
	■ 245	その他								
共 通 項	■ 246	その他								
	■ 247	その他								
	■ 248	その他								
	■ 249	その他								
	■ 250	その他								
	■ 251	その他								
	■ 252	その他								
	■ 253	その他								
	■ 254	その他								
	■ 255	その他								
共 通 項	■ 256	その他								
	■ 257	その他								
	■ 258	その他								
	■ 259	その他</								



メロディチャイム設置個所 全体図

①浅井支所・共通事項

MC1

MS1

MC1

屋上

① 撤去部品平面詳細図

撤去機器表

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-1	メロディチャイム	ホーンスピーカー（屋上 階段室上） スピーカーケーブル（CVVS 1.25sq-10C） 20m.	5	その他取付金具類、付属品、 配管等含め一式全撤去
MS-1	モーターサイレン	型式：VQR-6W（仮国電機） 重量：180kg	1	その他取付金具類、付属品、 配管等含め一式全撤去

注記（共通事項）

浅井管内10カ所においてメロディチャイム等の撤去を行う。ケーブル等の配線は全て廃線し、配管類も含め全撤去のこと。
掘削作業を行う際は、施工範囲に隣接する車道・歩道に崩落等の影響が出ないよう、十分注意して実施すること。
また、掘削箇所については、市道・県道等の道路種別に応じて規定の方法・材料を用いて復旧すること。
通行制限・掘削の許可等の官公庁への申請について、協議ならびに申請書類の作成・提出と検査の対応は請負者にて実施すること。
施工時は各設置個所に応じた通行制限を行い、誘導員を配置して適切に作業を実施すること。
本工事に伴う電力会社・通信会社等との連絡調整については請負者にて実施すること。
施工にあたっては施設管理者と綿密に協議すること。

凡例・その他

記号	特記事項
●	メロディチャイム
○	引込柱

②三田

MC2

NTT回線
（引込柱より引込）

制御BOX
W600×D500×H800

根かせ

12m程度

2m程度

240

1,500

付近詳細図

A1：1/2500 A3：1/5000

撤去部品立面詳細図

撤去機器表

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-2	メロディチャイム	コンクリート柱（根かせ含む）	1	その他取付金具類、付属品、
		ホーンスピーカー	2	配管等含め一式全撤去
		制御BOX	1	車両通行禁止にて作業のこと
		アンプ	2	
		電源ケーブル VVF2, 0mm-2C（C25+PV24） 10m		
		スピーカーケーブル CVVS 2sq-2C（C19+PV17） 7m		
		アース線 IV5, 5sq（VE16） 4m（接地棒含む）		
		電話線（廃線のみ 撤去はNTTが実施）		

③七尾まちづくりセンター

MC3

ホーンスピーカー

スピーカーケーブル
（施設内へ入線）

コンクリート基礎

12m程度

2m程度

240

1,000

付近詳細図

A1：1/2500 A3：1/5000

撤去部品立面詳細図

撤去機器表

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-3	メロディチャイム	コンクリート柱（基礎含む）	1	その他取付金具類、付属品、
		ホーンスピーカー	3	配管等含め一式全撤去
		スピーカーケーブル（CVVS 1.25sq-10C） 40m		

④西野

MC4

ホーンスピーカー

NTT回線
（引込柱より引込）

制御BOX
W600×D500×H800

コンクリート基礎

12m程度

2m程度

240

1,000

付近詳細図

A1：1/2500 A3：1/5000

撤去部品立面詳細図

撤去機器表

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-4	メロディチャイム	コンクリート柱（基礎含む）	1	その他取付金具類、付属品、
		ホーンスピーカー	3	配管等含め一式全撤去
		制御BOX	1	車両通行禁止にて作業のこと
		アンプ	2	
		電源ケーブル VVF2, 0mm-2C（C25+PV24） 10m		
		スピーカーケーブル CVVS 2sq-2C（C19+PV17） 7m		
		アース線 IV5, 5sq（VE16） 4m（接地棒含む）		
		電話線（廃線のみ 撤去はNTTが実施）		

⑤下草野まちづくりセンター

MC5

ホーンスピーカー

防災無線アンテナ
施設外壁に移設のこと

スピーカーケーブル
（施設内へ入線）

コンクリート基礎

11～13m程度

2～3m程度

240

1,000

付近詳細図

A1：1/2500 A3：1/5000

撤去部品立面詳細図

撤去機器表

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-5	メロディチャイム	コンクリート柱（基礎含む）	1	その他取付金具類、付属品、
		ホーンスピーカー	4	配管等含め一式全撤去
		スピーカーケーブル（CVVS 1.25sq-10C） 30m		
		防災無線アンテナ（施設外壁へ付け替え）		

⑥岡谷

MC6

ホーンスピーカー

NTT回線
（引込柱より引込）

制御BOX
W600×D500×H800

根かせ

12m程度

2m程度

240

1,500

付近詳細図

A1：1/2500 A3：1/5000

撤去部品立面詳細図

撤去機器表

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-6	メロディチャイム	コンクリート柱（根かせ含む）	1	その他取付金具類、付属品、
		ホーンスピーカー	2	配管等含め一式全撤去
		制御BOX	1	車両通行禁止にて作業のこと
		アンプ	2	
		電源ケーブル VVF2, 0mm-2C（C25+PV24） 10m		
		スピーカーケーブル CVVS 2sq-2C（C19+PV17） 7m		
		アース線 IV5, 5sq（VE16） 4m（接地棒含む）		
		電話線（廃線のみ 撤去はNTTが実施）		

長浜市

NAGAHAMA

TITLE

浅井管内メロディチャイム等撤去工事

DRAWING NAME

位置図・平面図

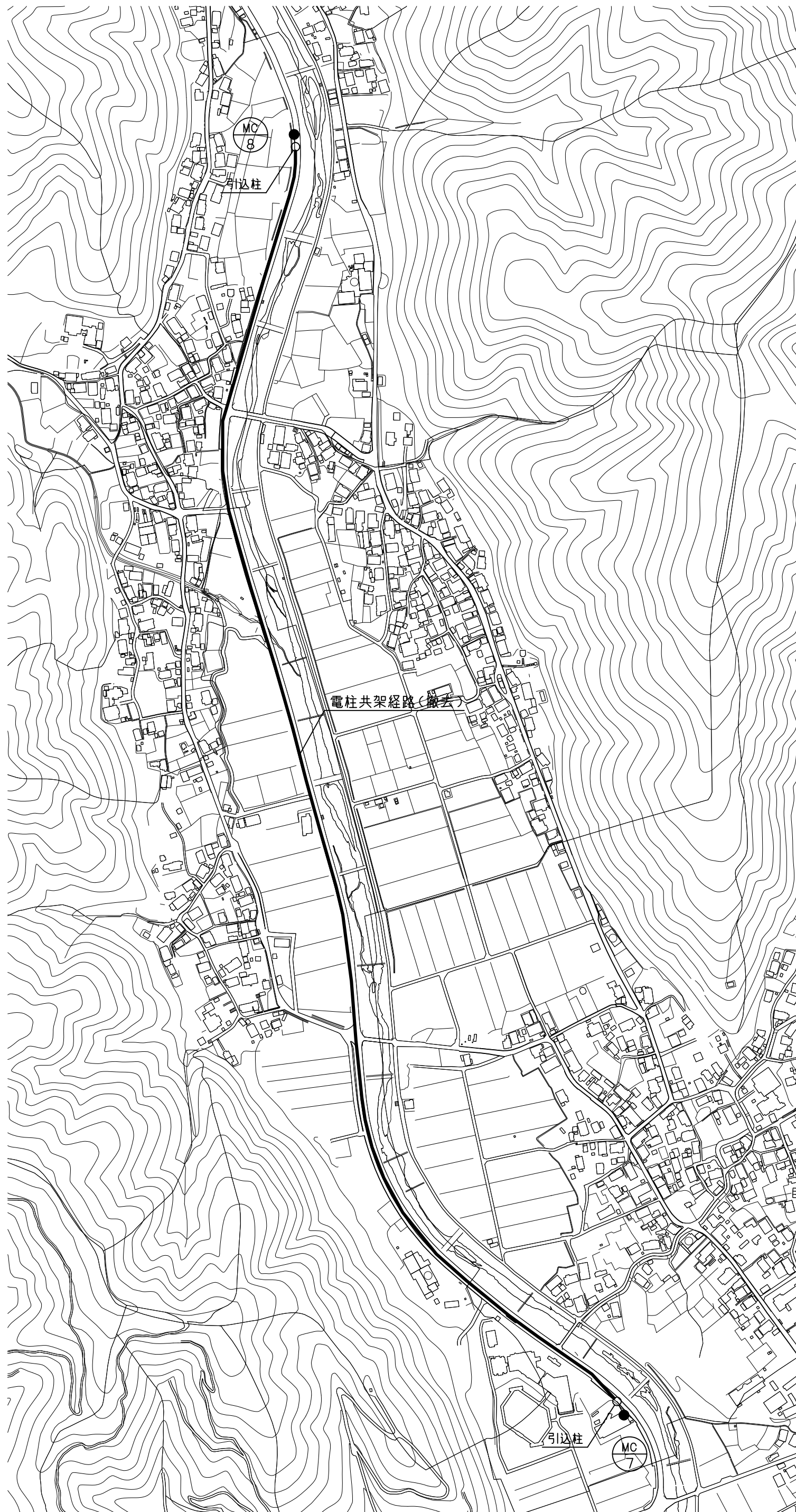
No.

14052206

E

3

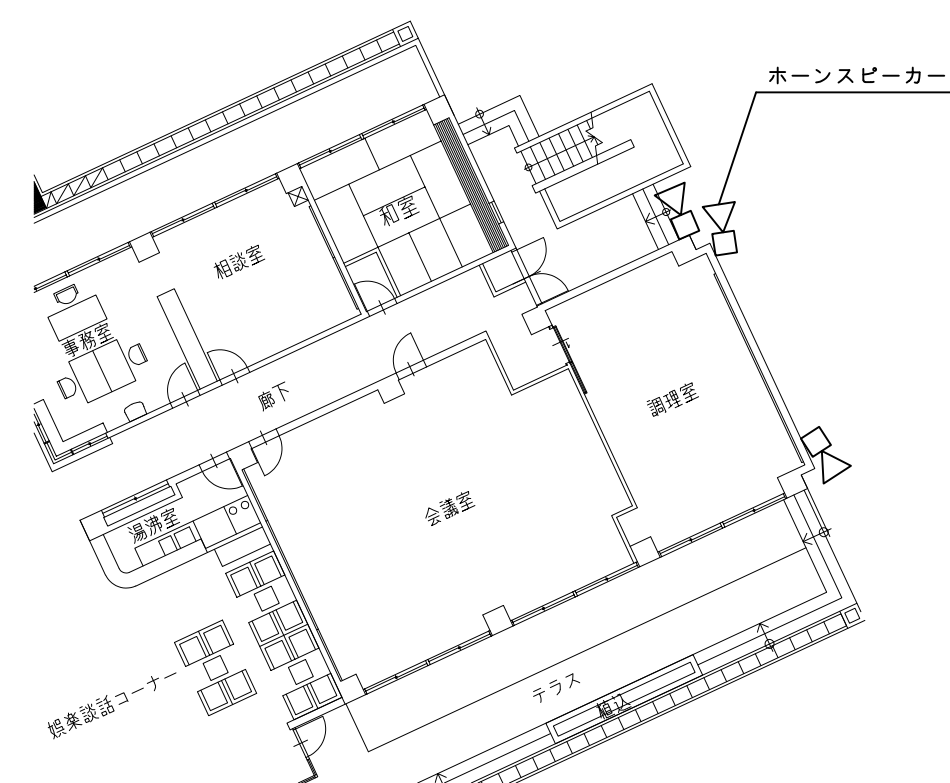
4



付近詳細図 A1: 1/5000 A3: 1/10000

⑧ 撤去部品立面詳細図

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-8	メロディチャイム	コンクリート柱(根かせ含む)、 ホーンスピーカ	1	その他取付金具類、 付属品、配管等含む
		スピーカーホーン C.V.S. 1,25sq-10C + 亜鉛めっき鋼支持棒 2mm × 7本 1700mm (電柱4本共架)	2	一式全機去 車面通行禁止にて 作業のこと



⑦ 撤去部品平面詳細図

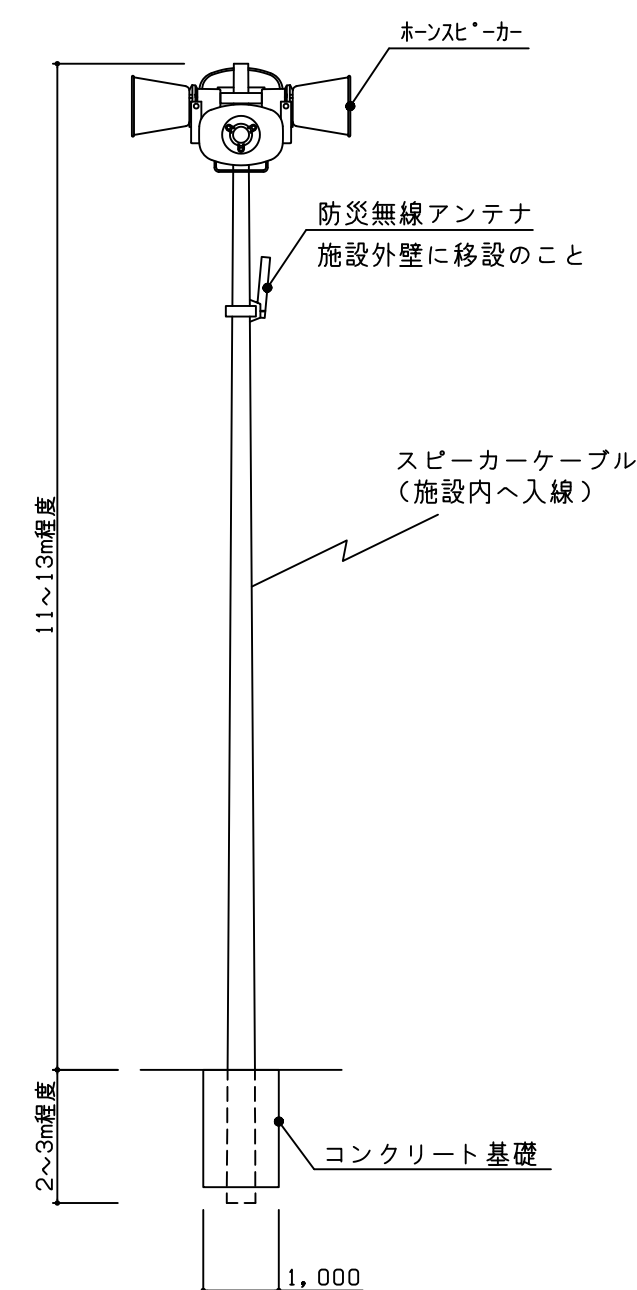
撤去機器表				
記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-7	メロディチャイム	ホーンスピーカー（2階壁面） スピーカーケーブル（室内敷線法へスピーカー）	3	その他取付金具類、 付属品、配管等を含め 一式全撤去



付近詳細図 A1: 1/2500 A3: 1/5000

⑩ 撤去部品立面詳細図

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-10	モディティヤム	コンクリート柱(組かせ含む)	1	その他取付金具類、
		ホーンスピーカ	2	付属品、配管等含む
		スピーカーケーブル CVVS 1,25sq-10C		一式撤去
		・垂釣つて鋼支持線 2mm × 7本 1300mm (電柱34本共用)		車道通行禁止にて 作業のこと



⑨ 撤去部品立面詳細図

記号	名 称	仕 様	台数	備 考
MC-9	メロディチャイム	コンクリート柱(基礎含む)	1	その他取付金具類、
		ホンスピーカ	4	付属品、配管等含め一式全撤去
		スピーカケーブル(室内線経路へスピーカ)		
		防災無線アンテナ(施設外壁へ付け替え)		